

鎌ケ谷市生活排水対策推進計画・鎌ケ谷市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改定について

1 概要

水質汚濁防止法（以下、「水濁法」とする。）第14条の8ならびに9、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」とする。）第6条第1項に基づき現行計画が策定され、その期間は平成23年度から令和7年度までとなっていました。改定後の計画を後期基本計画の開始年度である令和9年度に合わせるため、令和8年度までの計画に延長しています。そのため、令和8年度末までに計画を改定する予定であります。

なお、生活排水対策推進計画は水濁法、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は廃掃法に基づく別々の計画であります。両計画は共に市内の流域河川や流入先の湖沼等の水質改善を目的とし、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を積極的に推進してきたことから、現行計画策定時に統合した経緯があり、今回も前回と同様に両計画を併せて改定します。

2 改定方針

（1）形式

職員による自主策定

（2）内容

本編及び概要版を作成し、現行計画をベースに目標値やデータの更新を行う

（3）計画期間

令和9年度から令和18年度までの10年間

3 これまでの経過

令和8年4月～5月

改定に係るアンケート調査の実施

令和8年6月～

素案の作成、関係課へ照会

4 今後のスケジュール

令和8年10月頃

鎌ケ谷市環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会にて審議

令和8年11月～12月頃

パブリックコメントの実施

令和9年1月～2月頃

鎌ケ谷市環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会にて審議

令和9年3月頃

当計画の改定